

調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

計量証明業について

1. 調査対象

計量証明業の調査対象は、主として委託を受けて以下の業務を営む事業所である。

- ①貨物の質量、体積などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式は問わない。以下同じ）を行う業務（一般計量証明業務）
- ②環境の状態に対して、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、その結果の証明を行う業務（環境計量証明業務）
- ③一般計量証明業務及び環境計量証明業務以外で、貨物以外の質量などの計量証明、環境以外の濃度などの計量証明を行う業務（その他の計量証明業務）

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ①自企業内の測定分析のみを行う事業所
- ②船積貨物の積込・陸揚にかかわる検数・鑑定・検量を行う事業所

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果（平成 30 年 7 月 1 日現在）の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」（外国に本社・本店がある外国の会社を含む。）である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである（個人による共同経営の場合を含む。）。
- (3) **資本金額（又は出資金額）**は、平成 30 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務（計量証明業務をいう。）以外の業務の従業者及び他の会社（企業）など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者（送出者）を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者（受入者）を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a「**個人業主（個人経営の事業主）及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主（個人経営の事業主）**とは、個人経営の事業主（共同経営者を含む。）で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員（常勤、非常勤を問わない）で報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 30 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 30 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d **「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ **「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」**とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

② **「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」**とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **事業従事者数**は、平成 30 年 7 月 1 日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **計量証明業務の部門別事業従事者数**は、計量証明業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア **「管理・営業部門」**とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及び、計量証明業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

〈技能部門〉

イ **「一般計量測定」**とは、貨物の質量、体積などの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など一般計量測定業務に従事する者。

ウ **「環境測定」**とは、大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどの測定について、計量器の整備、計量の正確さの確保、計量方法の改善など環境測定業務に従事する者。

エ **「作業環境測定」**とは、有害な業務として指定された5区分の作業場^注内における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など作業環境測定業務に従事する者。

オ **「建物内測定」**とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定について、サンプリング及び分析(解析を含む)など建物内測定業務に従事する者。

カ **「その他」**とは、上記に該当しない技術部門の業務に従事する者。

〈その他〉

キ **「その他」**とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記に該当しない計量証明業務に従事する者。

③ **うち、別経営の事業所から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

注:「5区分の作業場」とは、有害な業務を行う屋内作業場として「作業環境測定法施行規則」により指定された以下の区分。

- i 粉じんを著しく発散する屋内作業場
- ii 放射性物質取扱作業室
- iii 特定化学物質を製造し、若しくは取扱う屋内作業場
- iv 鉛業務を行う屋内作業場
- v 有機溶剤を製造し、若しくは取扱う屋内作業場

(6) **年間売上高**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「計量証明業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈一般計量証明業務〉

「一般計量測定」とは、貨物の「質量」、「体積」及び、「その他」(長さ・面積・熱量など)を測定する業務。

〈環境計量証明業務〉

①「環境測定」とは、以下のとおり。

ア 「大気」、「水質」、「土壌」は、それぞれに含まれる物質濃度の測定業務。

イ 「騒音」は、事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動の測定業務。

②「作業環境測定」とは、有害な業務として指定された5区分の作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度の測定業務。

③「建物内測定」とは、興行場、百貨店、事務所、集会所、図書館等多数の者が使用・利用する施設内の空気、飲料水の水質などの測定業務。

④ 「その他」とは、上記以外の環境の状態に関する測定業務。

〈その他〉

「その他」とは、貨物以外の長さ・質量などの測定、環境以外の濃度などの測定、金属・鉱物分析等の、上記以外の計量証明業務。

(8) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)

①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「外注費」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

③「減価償却費」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。

④ **賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「土地・建物」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「機械・装置」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告・宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(9) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。